

## 法規範と道德規範の関係について

### 論法規範與道德規範的關係

2013年11月11日・輔仁大学

足立英彦

1. 報告概要：本報告では、法規範と道德規範の関係について検討したいと思います。まず最初に、法規範について説明します。その際、法規範を行為規範と制裁規範に分ける必要があることについても説明します。つぎに、道德規範について説明します。最後に、法規範と道德規範の関係について考察します。

報告概要：在本報告中我想要探討的是有關法規範與道德規範的關係。首先我將會說明法規範。並在做該說明時我也會說明為何必須將法規範分類為行為規範與制裁規範。然後再詮釋道德規範。最後就法規範與道德規範的關係加以考察。

2. 法規範の定義：法的な判断を下すためには、その判断を下そうとする者が、法律、内閣や各省の命令、地方公共団体の条例、判例、契約、行政行為による命令など様々な法源を考慮しつつ、ある特定の時間・場所において成立している法的な状況を構成しなければなりません。法規範とは、そのような法的な状況を記述するために用いられる文の意味のことです。たとえば、中華民国刑法 271 条によれば、人を殺した者は死刑、無期懲役、または 10 年以上の懲役刑に処せられます。また、可罰性は、違法性と有責性を必要としますので、「人を殺し、さらにその殺人行為が違法・有責であるならば、死刑、無為懲役または 10 年以上の懲役を命じられる」という文は、現在、この場所における法的な状況を記述する文です。そして、その文の意味内容が法規範です。

法規範の定義：為了做出法的判斷，對於想做出該判斷的人而言，他必須一面考慮法律，內閣或各省的命令，地方公共團體的條例，判例，契約，行政行為的命令等的法源，一面架構在某個特定時間與場所裏所成立的法的狀況。所謂法規範指的就是為了敘述該等法的狀況所使用的文章的意思。例如依中華民國刑法 271 條，殺人者，處死刑，無期徒刑或十年以上有期徒刑。另外，所謂可罰性是需要違法性與有責性的要件。所以如以下之文「殺人者，並且若該殺人行為是違法的與有責的，那麼將會被令處死刑，無期徒刑或十年以上有期徒刑」則是敘述存在這個場所的法的狀況，而且這樣的句子所表達的內容便是法規範。

3. 制裁規範：さて、今挙げた例のように、「・・・ならば・・・」(if..., then...) のような文で表現される法規範を制裁規範と呼ぶことにします。このような条件付きの文は、多くの場合、望ましくない行為をすることを条件とし、その条件を満たす者に対して、制裁（刑罰や賠償）を科すことを義務づけることを述べるために用いられます。

制裁規範：那麼如剛剛所舉的例子像「・・・如果・・・」的句子所表達的法規範，我們稱之為制裁規範。若附帶著這樣條件的句子，多半的時候是以不好的行為作為條件。而在構成該條件時，為了敘述科以制裁〈刑罰或賠償〉義務時所使用的。

4. 行為規範：行為規範は，上記のような制裁規範とは異なります。たとえば，「人を殺すことを禁じる」（＝人を殺さないことを義務づける）は行為規範です。この例のように，無条件に何らかの行為を命じたり禁じたりする規範を，行為規範と呼ぶことにします。なお，ここでいう行為は，物理的行為や経済的行為（物の売買など）です。法律行為，行政行為，訴訟行為といった，規範を定める「行為」は，ここでいう行為ではありません。

行為規範：行為規範與上述的制裁規範是不一樣的。例如「禁止殺人」〈＝課以不殺人的義務〉是行為規範。如同這個例子一樣，無條件地命令或禁止某種行為的規範。我們稱這樣的行為為行為規範。再者這裏所謂的行為指的是物理行為或是經濟行為〈物品的買賣行為〉。而所謂的法律行為，行政行為，訴訟行為等規定規範的行為不是這裏所指的行為。

5. 制裁規範と行為規範の関係 1：たとえば天気予報につきのような文があったとしましょう。(1)「明日は必ず雪が降りません。もし，明日，雪が降るならば，寒い一日となるでしょう。」一文目が正しいならば，二文目はまったく無内容です。二文目が意味をもつのは，一文目が誤っている（明日，雪が降る確率が少しでもある）場合です。さて，この天気予報の文と次のような文とを比較してください。(2)「人を殺してはならない。もし人を殺したならば，死刑，無期懲役または 10 年以上の懲役刑を義務づけられる。」この「」内の文は，先ほどの天気予報とは異なり，不自然な感じがしません。

制裁規範與行為規範的關係 1：例如假設氣象預報中有下列的報導文。(1)「明天一定不下雪。如果明天下雪的話，那麼將會是寒冷的一天。」如果第一個的句子是正確的話，那麼第二個句子則變成空洞無意義的句子。要使第二個句子變成有意義，則只有是在第一個句子是錯誤的情形（明天降雪的機率相當高，連一絲毫的可能性都有）。那麼我們把這個氣象預報的報導文跟下面的文章作個比較。(2)「不行殺人，如果殺人的話，將有義務被處以死刑，無期徒刑或十年以上有期徒刑。」在這「」括號內的文章與先前的氣象預報的報導文不同，不會感到不自然。

6. 制裁規範と行為規範の関係 2：(1)(2)の文の違いは，私の考えでは，次の点にあると思います。(1)の一文目と二文目は，ともに「明日」の天気を説明しています。そのため，一文目が正しいならば，すなわち，明日，雪が降らない場合には，私達は二文目からは何の情報も得ることができません。これに対して(2)の場合，私達は，一文目と二文

目は別の状況を述べている、と考えるのではないのでしょうか。すなわち、一文目の「人を殺してはならない」は、人を殺さないことが最善である、ということ述べており、二文目は、もし、そのような最善な状況でなければ、すなわち、人を殺す人が残念ながらいるならば、その殺人者を処罰した方が、処罰しないよりは善い、ということ述べているのではないのでしょうか。言い換えれば、一文目の行為規範は「最善の世界」のことを説明しており、二文目の制裁規範は、この最善の世界よりは劣るが、殺人者が処罰されないままの世界よりは善い「次善の世界」のことを説明しているということです。(1)と(2)の違いは、(1)の天気予報が同じ「明日」の世界について述べており、そのため一文目が正しければ二文目が無意味となるのに対して、(2)の殺人に関する文は、それぞれ別の世界について述べているので、一文目が正しくても二文目は無意味にならない、という点にあるのです。このように、行為規範と制裁規範は、同じ「規範」ではあっても、異なった世界のことを述べているので、それぞれ互いに異なったものとして扱う必要があるのです。

制裁規範與行為規範的關係 2：我認為(1)與(2)的句子的差異可以從下面所述找到原因。(1)的第一個句子與第二個句子兩者皆說明「明天」的天氣。因此如果第一個句子是正確的話，也就是說明天不下雪的話，那麼我們就沒辦法從第二個句子得到任何情報。而對於(2)的句子，我們會考慮是在敘述不同的狀況，不是嗎？也就是說第一個句子的「不行殺人」意味著不殺人是最理想的，第二個句子則敘述著如果不是在那樣最理想的狀態下，換句話說如果殺人不覺得可惜的話，那麼處罰殺人者比不處罰來得好。換個不同的說法就是，第一個句子的行為規範說明的是「最理想的世界」，而第二個句子的制裁規範所說明的是比起最理想的世界是遜色了，但是比起殺人者不被處罰還算是好的次等世界。(1)與(2)句子的差異在於(1)的氣象預報是敘述同樣的「明天」的世界，因此第一個句子正確的話，第二個句子變成沒有意義了。而有關(2)的殺人的句子則是敘述不同的世界，因此第一個句子即使是正確的，也不會使第二個句子變成無意義。如此看來，行為規範與制裁規範雖同樣是規範，卻是敘述著不同的世界，因此有必要將兩者當作不同的對象處理。

7. 道德規範：次に道德規範について説明します。私は、カントの実践哲学に基づき、自律的（＝自由）な個人こそ、もっとも尊重されるべき対象であると考えます。その自律的な個人とは、自分に対して道徳的な規範を定め、それに従う人間のことです。他人に対して、道徳的な規範を定めることはできません。それは、他人の自律を否定することになるからです。各人は、自分に対してのみ義務を課す権限がある、すなわち、自分に対してのみ立法者である、ということです。また、道德規範は、無条件であり、かつ、普遍化可能なものでなければなりません。すなわち、「もし・・・ならば、・・・しなければならぬ」という条件付きの規範であってはならず、端的に「・・・しなければならぬ」という形式の規範でなければなりません。また、その内容は、同じような状況にあるすべての人が従っても問題が起らないようなものでなければなり

ません。カントの挙げる例では、「自殺をしてはならない」「嘘をついてはならない」「自分の才能を開発しなければならない」「他人の幸福を増進しなければならない」は、道徳的な規範です。

道徳規範：接著説明的は有關道徳規範。我認爲根據康德的實踐哲學，只有自律的（＝自由）的個人，才是最應被尊重的對象。所謂自律的個人，指的是對自己規定道徳規範，而且也遵從該規範的人。對於他人我們無法規定道徳規範，因為那等於是否定他人的自律。每個人擁有的僅是對自己課以義務的權限。也就是說只有是對自己才是立法者。又道徳規範必須是無條件的，而且具有可一般化的可能性。也就是說不能是類似「如果・・・的話・・・必須要做・・・」等附帶著條件的規範。更直截了當地說必須是「必須做・・・」之類的形式規範，還有該內容必須是在同樣的狀況下所有的人即便遵從了也不會發生任何問題。在康德所舉的例子中如「不行自殺」「不行說謊」「必須開發自己的才能」「必須增進他人的幸福」就是道徳規範。

8. 道徳規範と法規範の關係：これから，道徳規範と法規範の關係について考察します。まず，道徳規範と法的な行為規範の關係について検討します。なお，道徳規範と法的な行為規範の間にある關係についてこれから述べようとする事は，イェーリング『權利のための闘争』（Rudolf von Jhering, *Der Kampf ums Recht*, 1872）の主張を再構成したものであって，何ら新しい主張ではありません。

道徳規範與法規範の關係：下面我要考察的是有關道徳規範與法規範の關係。首先検討道徳規範與法的行為規範の關係。以下我所要説明的存在於道徳規範與法的行為規範間的關係，只是把耶林的『為了權利的鬥争』の主張重新建構而已，並不是說要發表什麼新的主張。

9. 道徳規範と法的な行為規範の關係  
道徳規範與法的行為規範の關係

(ア) 所有者（甲）が自己の所有物を用いて，何か道徳的な行為（たとえば寄付）をすることを自らに義務づけることを想定しましょう。O を義務（It is obligatory that...）を表す記号とし，また，「甲が自己の所有物を用いて道徳的な行為をする」という命題を p とするならば，この想定は，甲が Op という道徳規範を自分に対して定めた，と言い換えることができます。ところで，不可能なことを義務づけることはできません。逆に言えば，何かを義務づけるということは，それが可能であることを含意しています。したがって，甲が p を自分に義務づける（Op）ということは，p が可能である（◇p, ◇は可能性（It is possible that...）を表す記号）ことを含意しています。

讓我們設定所有者（甲）對自己課以用自己的所有物作某些道德的行為（例如捐款）。我把  $O$  用來表示義務的記號，還有把「甲用自己的所有物作道德的行為」的命題用  $p$  來表示，那麼這個假設就可以改說成甲對自己規定了  $Op$  的道德規範。因為不能就不可能的事課以義務，所以說要課某種義務時，即意味著是可能做到的事。因此甲對自己課以  $p$  的義務（ $Op$ ）時， $p$  就意味著可能的意思（ $\Diamond p$ ， $\Diamond$  是表示可能性（It is possible that...）的記號）。

- (イ) 「甲以外の他者（乙）が，甲の所有物を占有する」を  $q$  とします。乙が甲の所有物を占有することと，甲がその所有物を用いて道德的行為をすることは両立不可能です（ $\neg \Diamond (q \wedge p)$ ）。言い換えれば，乙が甲の所有物を占有するならば甲は道德的な行為をしない，ということは必然的です（ $\Box (q \rightarrow \neg p)$ ， $\Box$  は必然性（It is necessary that...）を表す記号）。

讓我們把「甲以外の他人（乙）占有甲的所有物」用  $q$  來表示。乙占有甲的所有物與甲用該所有物為道德行為是不可能兩立的（ $\neg \Diamond (q \wedge p)$ ）。換句話說，乙如占有甲的所有物的話，那麼甲就不為道德行為，這結果是必然的（ $\Box (q \rightarrow \neg p)$ ， $\Box$  是表示必然性（It is necessary that...）的記號）。

- (ウ) 甲が道德的な行為をすることが可能であり（ $\Diamond p$ ），かつ，乙の妨害行為と，甲の道德的行為が両立し得ないならば（ $\neg \Diamond (q \wedge p)$ ），乙がその行為を妨害しない，ということが可能（ $\Diamond \neg q$ ）でなければなりません。

甲為道德行為是可能的（ $\Diamond p$ ），而且乙的妨害行為與甲的道德行為是不能兩立的話（ $\neg \Diamond (q \wedge p)$ ），那麼乙不為該妨害行為必須是可能的（ $\Diamond \neg q$ ）。

- (エ) 以上から，甲が自分にある行為を義務づけるためには，乙が甲の行為を妨害しないことが可能でなければならない，ということが言えます。では，甲は，どのような方法で，乙の不妨害の可能性を確保できるのでしょうか。日本の暴力団に頼んで自分の所有物を取り返す，という方法を採用するわけにはいきません。乙の妨害（所有物の占有）を排除するための，現代におけるもっとも合目的な手段は，乙に対する法的な不妨害（妨害排除）請求権です。甲がその請求権を行使したならば，乙に不妨害の法的義務が発生します。もし乙がその義務を履行しないならば，最終的には国家がその義務を強制します。甲は，自分の不妨害請求権を行使することもできますし，行使しないこともできます。甲が乙に対して不妨害請求権を有しているという状態は，乙に不妨害の可能性がある，という状態と同じことなのです。

從以上的說明，我們可以歸結為甲為了對自己課以某種行為的義務時，必須存有一種可能性，就是乙有不妨害甲的行為的可能性。那麼甲要以何種方法確保乙不妨害的可能性呢？甲總不能採取如拜託日本黑社會組織把自己的所有物取回來吧！為了排除乙的妨害，在現代存有最合乎目的的手段就是對乙請求法律上的不受妨害（排除妨害）的請求權。甲如果行使該請求權的話，乙就負有不妨害的法的義務。如果乙不履行該義務的話，最終由國家強制乙履行該義務。甲可行使不受妨害請求權，也可不行使。甲對乙存有不受妨害請求權的狀態，與乙有不為妨害行為的可能性是處於相同的狀態的。

(オ) 仮に，乙が悪人で，実際に甲の所有物を占有しており，将来も占有し続けようとしているとしましょう。もし，甲が法的な不法請求権を行使しないならば，乙は甲の所有物の占有を続け，甲が道徳的行為をすることはできません。甲が道徳的行為をできないならば，甲は自分に道徳的行為を義務づけることもできません。したがって，法的な請求権を行使しないということは，自らに道徳的な規範を定めない，ということをも意味するのです。このような意味で，イェーリングの次の文章を理解すべきです。「人間にとっては，肉体的な生存ばかりでなく，道徳的なものとして生存することも重要であり，そのための条件の一つが権利を主張することなのである。人間は，自己の道徳的生存条件を権利というかたちで保持し，守るのであって，権利を持たない人間は獣に成り下がってしまう。」<sup>1</sup>

讓我們假設乙是壞人，他實際上占有甲的所有物，將來也會持續占有。如果甲不行使不受妨害請求權的話，那麼乙將會持續占有甲的所有物，結果甲也就不能從事道德行為了。甲如果不能從事道德行為的話，那麼甲就不能對自己課以道德行為的義務。從而，不行使法律上的請求權時，意味著沒辦對自己規定道德的規範。在這樣的涵意之下，我們可理解耶林克的下述文章「對於人而言，不僅肉體的生存是重要的，作為道德的生存也是重要的。為了能實現道德的生存，有一個條件就是主張權利。人擁有自己的道德的生存條件的權利，並且維護該權利，不擁有權利的人將與禽獸無兩樣。」

(カ) 甲の道徳的な義務から，甲の法的請求権が演繹される（論理的に推論される）わけではありません。前者から論理的に推論されるのは，甲に対する乙の不法の

---

<sup>1</sup> „Für den Menschen aber handelt es sich nicht bloß um das physische Leben, sondern zugleich um seine moralische Existenz, eine der Bedingungen derselben aber ist die Behauptung des Rechts. In dem Recht besitzt und verteidigt der Mensch seine moralische Daseinsbedingung, ohne das Recht sinkt er auf die Stufe des Tiers herab.“

可能性までです。しかし、不妨害の可能性は、乙の善意に依存できないならば、その可能性を生み出す手段を必要とします。そして、その手段のうちもっとも合目的な手段が、国家の強制力によって担保された実定法上の法的な請求権、すなわち権利であるのです。権利は、甲が道徳的な規範を自らに定め、それを履行するという目的のための手段です。したがって、法と道徳の関係は、手段と目的の関係である、ということになります。

從甲的道徳的義務不能演繹出甲的法律上的請求權（邏輯上的推論）。能夠從前者合乎邏輯地推論到的僅只於乙對甲的不為妨害行為的可能性而已。可是該不為妨害行為的可能性如果不能仰賴乙的善意的話，那就需要可替代該可能性的手段。而在諸手段中，最合乎目的的手段就是由國家的強制力所擔保的實體法上的法律上的請求權，即所謂的權利。權利是甲為了履行對自己規定道徳規範的目的的手段。因此法與道徳的關係也可說是手段與目的的關係。

10. 道徳と法的な制裁規範の関係：乙の不妨害の可能性を確保するためのもう一つの方法として考えられるのは、乙の妨害に対して制裁を科す、という方法です。「乙が妨害行為をしたならば、賠償や刑罰を課す」という、望ましくない行為を犯したことを要件、それを犯した者に対する不利益を効果とする条件つき法規範を定めることによって、乙の妨害行為を事前に予防する、という方法です。これは、不法行為法や刑法によって実際に行われている方法です。しかし、この方法によって、すでに行われてしまった妨害行為を排除することはできません。上記で述べたように、制裁規範は、次善の世界についての説明であり、最善の世界の説明ではありません。次善の世界において甲は、道徳的な行為を行えませんし、道徳的な義務を自分に課すこともできません。制裁規範は、現在の道徳的行為の可能性を確保する手段ではありません。しかし、その予防効果によって、将来の道徳的行為の可能性を確保する手段である、と言えるかもしれません。

道徳與法的制裁規範的關係：為了能確保乙不為妨害行為的可能性，還有一個可想到的方法就是對乙科以制裁。類似「乙若為妨害行為，將會被科以賠償或刑罰」這樣的以處犯不好的行為為要件，並以規定附有著對處犯者不利益的效果為條件的法規範，來做為事前預防乙的妨害行為的方法。這些方法實際上已藉由侵權行為法或刑法在施行了。可是透過這些方法沒辦法排除掉已發生的妨害行為。如同前面所說的，制裁規範只是次等的世界而不是最好的世界。在次等的世界裏，甲無法為道徳的行為，也沒辦法對自己課以道徳的義務。制裁規範不是確保現在的道徳行為可能性的手段。但是也許可以這麼說，就是藉由其預防效果，來確保將來的道徳行為可能性的手段。

11. 残された課題：制裁規範には、それを命題論理の条件法「ならば (→)」で表現してよいのか否か、条件法と様相 (modality) の関係、様相と量化の関係など、未解決の問

題が数多く残っています。そのため、本稿では法的な制裁規範と道德規範の関係について、十分に検討できませんでした。これらの問題と両者の関係については、私の将来の課題とさせていただきます。ご静聴、ありがとうございました。

剩下的課題：在制裁規範裏用命題邏輯的條件句「如果（→）」方式來表達是否妥當，條件句與模態的關係，模態與量化的關係等，還留下很多沒有獲得解決的問題。也因為如此，我在本稿中對於法的制裁規範與道德規範的關係沒能充分地檢討。這些問題與兩者間關係的問題請讓我當成自己將來的研究課題。最後非常感謝大家來凝聽我的演講。